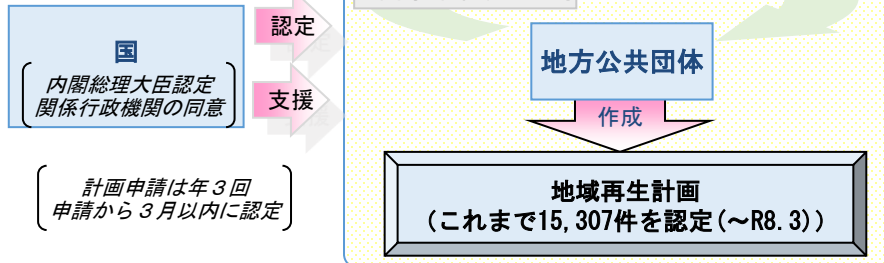


地域再生制度の概要

○ 地域再生法（平成17年法律第24号）

- 地方公共団体が作成する**地域再生計画**を内閣総理大臣が認定し、認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援
- 地域再生の施策は、「**就業の機会の創出**」「**経済基盤の強化**」「**生活環境の整備**」が3本柱
- 地域再生法は、**各府省横断的・総合的な施策**を載せる共通プラットフォームとして機能
- 計画認定には、地域再生基本方針（閣議決定）への適合を確認

○ 地域再生計画の認定プロセス



主な支援措置メニュー

- ① **地域未来交付金（地域未来推進型）**（R7創設）
（注）新しい地方経済生活環境創生交付金（ソフト事業／拠点整備事業／インフラ整備事業）（R6創設）等を新たに位置付けたもの。
- ② **企業版ふるさと納税**（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）（H28創設）
- ③ **地域再生支援利子補給金**（H20創設）
- ④ **企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等**
（地方活力向上地域等特定業務施設整備事業）（H27創設、H30改正、R6改正）
- ⑤ **地域再生エリアマネジメント負担金**
（地域来訪者等利便増進活動計画）（H30創設）
- ⑥ **商店街活性化促進事業**（H30創設）
- ⑦ 「**小さな拠点**」の形成に係る手続・課税の特例
（地域再生土地利用計画）（H27創設）（小さな拠点税制）（H28創設、H30改正）
- ⑧ **生涯活躍のまち形成事業**（H28創設）
- ⑨ **地域住宅団地再生事業**（R1創設、R6改正）
- ⑩ **既存住宅活用農村地域等移住促進事業**（R1創設）
- ⑪ **民間資金等活用公共施設等整備事業**
（民間資金等活用事業推進機構（PFI推進機構）の業務特例）（R1創設）
- ⑫ **補助対象施設の有効活用**
（財産処分制限に係る承認手続の特例）（H17創設）

等



- 平成17年の法制定以降、**9度の法改正**（H19,20,24,26,27,28,30,R1,6）により、支援措置メニューを充実
- 特に、**平成26年からの地方創生の流れ**に呼応し、支援措置メニューの強化が加速
- 地方創生全体の方向性を定める「**まち・ひと・しごと創生法**」（平成26年法律第136号）と、個別地域における具体的な支援措置を提供する「**地域再生法**」の2法が両輪となって地方創生を推進